

令和5年第4回九戸村議会定例会

令和5年12月7日（木）

午前10時 開議

◎議事日程（第2号）

- | | | | | |
|------|------|---|---------|----|
| 日程第1 | 一般質問 | 1 | 高 崎 覺 志 | 議員 |
| | | 2 | 中 村 國 夫 | 議員 |
| | | 3 | 坂 本 豊 彦 | 議員 |
| | | 4 | 保大木 信 子 | 議員 |
| | | 5 | 久 保 之み子 | 議員 |

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩	渕	智幸	君	
2番	久保	えみ子	君	9番	保	大木	信子	君	
3番	渡	保	男君	10番	古	舘	巖	君	
4番	川	戸	茂男	君	11番	高	崎	覺志	君
5番	中	村	國夫	君	12番	桂	川	俊明	君
6番	坂	本	豊彦	君					

◎欠席議員（1人）

7番 櫻庭 豊太郎 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴	山	裕	康	君					
副	村	長	伊	藤	仁	君					
総	務	課	長	中	奥	達也	君				
I	J	U	戦	略	室	柳	平	善	行	君	
移	住	定	住	担	当	課	長				
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長					
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君		
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦	君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦	君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君			
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩	之	君
兼	水	道	事	業	所	長					

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大	久	保	勝	彦
主			任	山	本	猛	輝	

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7 番、櫻庭豊太郎議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、5 人であります。

はじめに、11 番、高崎覺志議員の質問を許します。

11 番、高崎覺志議員

（11 番 高崎覺志議員登壇）

○11 番（高崎覺志君） 議長のお許しを得まして、あらかじめ通告しておりました 3 項目について、質問させていただきます。

質問に際しまして、行政改革と村政の大変厳しい中、村長の日ごろの政務に対しまして、敬意を表します次第でございます。

それでは、1 項目として、村長の重点政策の取り組みについて。

一番として、村長は、立候補時に 10 項目の重点政策を公約しました。一つとして、人口減少対策を推進。2 として伊保内高校への支援を強化、3 として子育て支援を充実、4 として農林商工業などの産業振興、5 として教育環境整備促進、6 として保健福祉の充実、7 として住民自治の推進、8 として安全安心の村づくり、9 として環境保全対策の推進、10 として財政の健全性維持。以上の 10 項目を、九戸村活性化プラン「ナインズプロジェクト」を立ち上げて、その公約の実現に向けて取り組んできたことと思いますが、4 年経ちました今、どのような進捗状況になっているのかお伺いいたします。

二番として、令和 6 年 4 月は村長の改選期となっておりますが、引き続き村政を担い、立候補する意思があるかどうかお伺いするという質問でございましたが、このことにつきましては、11 月 30 日の岩手日報で再選出馬するとの意向が掲載されましたので、了解いたしました。改めて決意のほどをお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1項目目でございますが、令和2年の春、私が村長選挙に立候補した際、公約として村民の皆さまにお示した10項目の重点政策についてのご質問でございますが、現在までの取り組み状況について、項目ごとに申し上げます。

まず、第1項目の人口減少対策の推進でございますが、移住・定住の専門部署であるIJU戦略室を設置したことを手始めといたしまして、若者定住促進住宅の入居要件の見直しや移住奨励金を創設し、人口減少対策を強化いたしました。また、ナインズミーティングと銘打った村政懇談会等広聴活動も行い、村民の意見をお伺いする機会を増やしております。ただ、コロナ禍ということもございまして、思うように開催できなかつた部分は否めなく、大変残念に思っております。

また、地域おこし協力隊に関しても公約に掲げておりましたが、移住定住につながるよう鋭意取り組んでいるところでございます。この地域おこし協力隊は、私は以前から外部人材、村外の人たちの視点が必要性だということを感じておりましたので、そういう人たちの視点がむらづくりに生かせれば、これまでとは違ったまた新たな地域が創出できるのではないかという発想でございます。

関連して申しますが、以前から交流のあるスコットランドから、ワーキングホリデーなどを活用して、九戸村においでになる外国人の若者がおりましたが、その方たち2、3カ月から1年ほど滞在していただいたところでございますが、彼ら、彼女らの目線というのは、日本人のわれわれとは全く違っておまして、何もないそれこそ田んぼの風景に感動したりですとか、山に木が生えているだけでも美しいというふうに感じるなど、この九戸村の良さを違う視点から評価していただける、そのことを村民にもインスパイアしていただきまして、村民が再認識するというようなこともあったところでございます。スコットランドのほうからは、来年秋ごろに、九戸村に行きたいという若い女性の方がいるということで打診を受けておりますが、受け入れてもらえないかということでございましたので、村としても、受け入れる方向で、今、検討しているところでございます。

第2項目の伊保内高校への支援強化でございますが、生徒確保対策といたしまして、通学助成の拡充や制服購入費の補助、育英奨学金の返還免除に加えまして、令和4年度からは県外留学生の受入れも開始しております。併せまして令和5年に、いわゆる寄宿舍的な位置付けでございます宿泊施設の整備も行わせていただきました。また、伊高村おこし会社などの取り組みも後押ししながら、伊保内高校の魅力化にも援助しているところであります。

第3項目の子育て支援の充実では、保健センター内に子育て支援センターを設置して、IJU戦略室と連携することによって、子育て支援の強化を進めております。支援の具体的な中身として、給食費を高校生まで無料にしたほか、村単独の子ども手当の創設、出産費用の上乗せ助成や子育て世帯への住宅助成の上乗せ

などを実施しております。いずれ、異次元とは申しませんが、かなりの部分で子育てに関しては取り組んでいるところでございます。

第4項目の農林商工業などの産業振興の方策でございますが、まず基幹産業である農業につきましては、生産基盤整備事業に係る補助の拡充のほか、農業者の支援体制を強化するために、営農指導等に長けた農協職員OBや農業改良普及員資格のある県職員を配置させていただきました。さらには、農業担い手の資格取得への助成や甘茶の新植支援、山わさびほ場の整備支援のための、村独自の施策を展開しております。また、甘茶を使った新規加工商品の開発や漬物製造を継続していただくための補助事業を創設し、6次産業化に向けた取り組みを推進しております。

林業におきましては、木質バイオマスエネルギーの地産地消や山林所有者の所得向上の観点から「木の駅」を整備し、地域おこし協力隊を中心に自伐型林業の普及にも取り組んでおります。また、県事業から外れたカラマツ等下刈り事業への補助拡充も手掛けております。

産業全般といたしましては、起業を含む農林業及び商工業者に産業活性化支援助成事業を創設し、意欲ある事業者へのサポートを行いました。

産直施設オドデ館につきましては、昨年の増改修工事完了の後、南側駐車場など周辺施設の整備が終わりました。リニューアルした昨年度の売り上げは、オドデ館始まって以来2億円を超えましたが、今年度はさらに上回る売り上げが期待されているところでございます。

第5項目として、教育環境整備の促進でございます。小学校の統合につきましては、住民説明会やアンケートを実施した上で、本年3月に五つの小学校を一つに統合する条例改正を行っております。ご承知のように現在、教育委員会において統合準備委員会を設置して円滑な統合に向けて準備を進めているところでございます。

通学支援対策といたしましては、平成3年12月から長興寺小学校及び江刺家小学校に通う児童のうち通学距離が片道概ね2.5キロメートル以上の遠距離通学児童に対して新たに通学バスの運行を開始いたしました。児童や保護者の負担軽減並びに安全確保に貢献できているのではないかと考えております。

学習環境の整備に関しましては、各小中学校に、まずエアコンを整備いたしました。また、一人一台学習用タブレットパソコンを配備し、授業で使用する電子黒板を必要台数整備するなど、ICT教育をはじめ子どもたちの教育環境整備には、未来への投資という観点から積極的に財政資源を活用させていただいております。また、小学校統合後も活用していくべき、老朽化した校舎、教育施設の維持修繕を適宜適切に進め、令和4年度に長興寺小学校及び戸田小学校校舎の屋根の大規模改修を実施いたしました。さらに、ソフト面における教育環境整備に関

しましては、特別な支援を必要とする児童生徒の学びをしっかりと支えるため、必要に応じて特別支援教育支援員を増員して学校に配置しております。

社会教育分野につきましては、公民館図書室を利用することが困難な方のために、令和2年8月から「宅配図書サービス」というものを実施しており、利用者の本に親しむサービスの充実に努めております。また、令和4年4月には「文化振興事業補助金交付要綱」を制定し、郷土芸能や文化団体等の大会参加、研修や備品整備等に対する新たな助成制度を創設いたしました。コロナ禍のあおりを受け、これら団体活動の継続が難しくなるという局面も考えられましたが、積極的に側面支援を行うことにより、活動の下支えを行うこととしております。

第6項目の保健福祉の充実にいたしましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成対象の拡充や帯状疱疹ウイルスワクチン接種への新規助成を進めております。

岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センターの入院ベッドの復活を含む機能の強化については、県医療局に何度も出向き要望いたしております。

高齢者の社会参加の促進を図るため、有償ボランティア「ご近所すけっ隊」や地域サロンを行う活動拠点として、伊保内地区に「ほずの家」を整備し、運営しております。また、高齢者の生活支援として、75歳以上の高齢者を対象とした村内のバス料金を無料といたしまして、高齢の方の外出機会を増やすこと等による認知症予防や生きがい創出効果も期待しているところでございます。

第7項目の住民自治の推進に向けては、自治会活動の推進と地域の活性化を目的とした地域振興交付金制度を創設いたしました。これは3年間限定でございますけれども、本年度が最終年度となっております。各自治会などの皆さんが、この制度を使って実施した主な取り組みを紹介いたしますと、地域活動の拠点となる集会施設の修繕や備品購入、生活環境改善のための生活道の改修や外灯の増設、あるいはLED化、安全・安心の観点から消防施設の更新に向けた基金の積み立てなどがあり、各地域が抱えている課題の改善につながっているという声が寄せられております。また、地域の安全な生活環境づくりや、高齢になっても住みやすい環境づくりのため、小型除雪機を希望する行政区へ配置し、体への負担が少しでも軽減されるような方策も講じております。

空き家の有効活用策といたしましては、今のところは、「ご近所すけっ隊」や地域サロンの活動拠点である「ほずの家」では、伊保内地区の空き家を活用して運営がなされております。

第8項目の安全安心の村づくりといたしましては、防災無線の戸別受信機を希望する世帯の方全戸へ配備をいたしました。SNSを活用した防災情報一斉送信システムを導入して情報発信に努めております。

また、二戸消防署九戸分署も完成し運用を開始したほか、消防団員の団員報酬並びに出動報酬の引き上げと分団等の運営に助成するなど、地域の生命、財産、

安全を守る消防団の防災活動の強化を図っております。

第9項目の環境保全対策の推進に向けては、パークビレッジ構想には、施策の優先順位のことであって、まだ手を付けられておりませんが、二酸化炭素排出削減では、村内企業からの支援を生かして公共施設への薪ストーブや薪を使ったボイラーの導入、加えまして、木の駅設置による薪供給体制の構築や電気自動車を公用車に採用するなどの取り組みを行っております。併せまして、木の駅利用者による山林への残材の有効活用を通じて里山の景観維持保全に、今のところさ少ではあるものの、一定の寄与はしているのではないかと考えております。

また、村民お一人お一人の環境美化に対する意識を向上させ、快適でさわやかな生活環境の下で誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するために、「九戸村環境美化推進条例」を制定いたしました。

最後の第10項目の財政の健全性の維持でございますが、まず村のプライマリーバランスは、近年黒字で推移しておりましたが、令和3年度については産直施設整備事業や九戸分署新築移転工事による起債が増加し赤字となりました。なお、令和4年度は黒字に転じており、今後もプライマリーバランスを堅持してまいります。

次に、収支内容の精査及び無駄遣いの排除ということで、事務事業を行うに際しては、常に財源を念頭に置くように努めているほか、歳出においては、優先順位や無駄な支出がないか点検を課し、将来的に無駄な支出となるようなものを抑制しながら、必要な事業には大胆に手当てをするようにメリハリをつけた財政運営に心がけております。

さらに、村長給与に関しましては、就任後初の議会で条例案を提出してご審議いただきまして、公約どおり減額させていただいております。

以上、項目ごとに重点政策の推進状況をお話し申し上げましたが、これらの政策の根底にあるのは、村民の暮らしに寄り添った政策を実現して、子どもからお年寄りの方までが、この村に「住みたい、住み続けたい」と思っただけけるようにしてまいりたいということでございます。

次に、2点目のご質問でございますが、村長の任期は、1期4年ということになっておるわけですが、私の場合、村長就任当初から100年に一度あるかないかという世界的な感染症のパンデミック、新型コロナウイルス禍という非常事態に見舞われる中での船出でございました。

九戸村は、合併から68年でございますので、村発足以来、経験したことのない村政運営を余儀なくされたということになるところでございます。そのような特殊事情の中、就任後、2年半余りは人を集めて行う催しはまったくできなかったと言っても言い過ぎではないぐらい、できなかったわけでございます。そして、この5月には法律上では、季節性インフルエンザ並みの5類相当になったとはい

え、パンデミック勃発からほぼ4年を経ようとしている今日でさえ経済面をはじめ、さまざまな負の影響が続いていることは、皆さまご存じのとおりでございます。従いまして、村政運営もそうした100年に一度レベル疫病である新型コロナウイルスの世界的なパンデミックへの対応をはじめ、緊急性の高い課題が目白押しという極めて厳しい状況の中での村政運営を余儀なくされた3年7カ月余りだったという思いを抱いているところでございます。

そうした次々と押し寄せる課題に迅速な対応、決断を求められる中、村民の皆さまのご理解、村議会の皆さまのご助言、国・県当局や国会並びに県議会議員のご助力、そして村の職員ほか、関係者の協力をいただきながら不本意な部分もございましたが、できるだけことはしてきたと思っているところでございます。また、緊急事態の最中ということもあり、国県から次々に提示されるあまたな政策の対応など、まさにスピード感ある決断を求められる場面が数多くございましたが、皆さまのご理解ご協力もあり、概ね大過なく過ごすことができたのではないかと思います。

先ほども申し上げたとおり、大半の期間は新型コロナウイルス対策に忙殺されたこともあり、対外的な業務でありますとか、村民の皆さまと触れ合える場面はかなり制限を受け抑制的なものにならざるを得なかったのは、誠に残念でございます。もう少しそういう機会が欲しかったというのが、正直なところでございます。そういうこともございまして、公約にお示しいたいくつかは、十分満足のいく取り組みができなかったものもございます。従いまして、まだまだやるべきことは残っているという思いを抱いているところでもございますし、私が策定いたしましたナインズプロジェクトを盛り込んだ第3次九戸村総合発展計画の取り組みを開始してからまだ3年目ということで、広い範囲の事業に取り掛かっておりますが、まだまだこれからという状態でもございまして、取り組みを一層深める必要があると認識しております。ナインズプロジェクトもそうですが、その前の根底にあるのが村民の暮らしに寄り添った政治ということで、村民の目線での政策実現が大事でございます。

職員には、「困っている村民がおられたら、どうしたらそのお困り事を解決できるか考えてほしい」というふうにお願いしております。そういう観点から始めたのが、いわゆる赤線青線の整備でございまして、地域整備課からできるような制度の見直しをしていただきまして、川向第2住宅周辺の水道整備とか、小倉の生活道路整備、山根川目地区の安定施設整備などを手掛けているところでございます。

村長職にある者には、さまざまなご意見やら何やら、寄せられます。それらの中には、それこそ誹謗中傷の類のものもないわけではございません。もちろん、その逆にお褒めの言葉をちょうだいすることもまれではございますが、私の信条

といますか、好きな言葉ですが、「毀誉褒貶を気にして、右顧左眄しては何事もならない」ということでもございますが、私も人間でございまして、トップとしての重圧、苦悩に襲われることでもございます。人として普通に持っているいろいろな思いはあるわけでもございますが、現職の村長として先ほどの公約点検でも申し上げさせていただきましたが、まだまだ途に就いたばかりの事業も多く課題を積み残したままの今、退くということになると投げ出したというそしりも免れることはできないであろうと認識しているところでございます。

ナインズプロジェクトの一層の推進という意味での進化と、さらに掘り下げるという意味での深化、これまで取り組んできたナインズプロジェクトをさらに進めるとともに深めていくことに力を注ぎたいという考えも抱いているところでございます。というわけでもございまして、以上申し上げてまいりましたとおり、来年4月20日以降も村長に携わる意思があるかという問いに、イエスカノーで答えるとするれば、イエスということになります。

高崎副議長からは、私の議員時代、本会議場での議席が隣りだったこともあり、先輩議員としていろいろご指導いただきましたが、今後ともいろいろご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます、ご質問への答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） 11番、高崎覺志議員

○11番（高崎覺志君） それでは、村長に若干再質問させていただきます。

1項目目の10項目を、いろいろ取り組んだ経過をお話されましたけれども、いろいろできたもの、できないもの、いろいろあると思いますが。まず1点目として、村長はこの項目の実施につきまして、点数といえば失礼かもしれませんが、どのぐらい実行できた、100点満点としてどのように思っているか、一つ目。

それから、2点目の、今度また立候補するということで伺いましたけれども。それで、いろいろ取り組んでこなかったこと、やったことあると思いますけれども、再出馬に対しての決意のほど、あらためてお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） 点数でございましてけれども、よく皆さんおっしゃいますが、評価は私以外の方から評価していただきたいというふうに思います。私といたしましては、点数は付けられるものではございませんので、ご理解いただきたいと、思います。

2点目の再質問でございましてけれども、まだまだ九戸村は、私いろいろやってみましたが、まだまだ本当に何と言いますか、非常事態に直面しているとい

うふうに思います。と申しますのは、やはり少子化の問題が一番、私の中では課題であるなというふうに思っているところでございます。いろいろやれることはやってきたつもりでございましたが、なかなかそれが数字につながっていかないということで、やはり見直すべきは見直して、どういうふうにしていったらいいのかということを中心に頭に中に入れて、今も執務しているところでございます。

いずれ、日本、地方が抱える課題は、皆さん共通でございまして、やはり人口減少によるいろいろな問題、空き家対策ですとか、第一次産業の衰退ですとか、本当にいろいろな課題がございまして、それら一つ一つに村民の暮らしに寄り添ったかたちでの政策を実現していきたいという思いを抱いているところでございます。

決意と申しますのは、先ほども答弁の中でも申し上げさせていただきましたけれども、ただ今取り組んでおりますナインズプロジェクトの二つの「シンカ」でございまして。「進めるという意味での進化」と「深めるという意味での深化」。このナインズプロジェクトを一層「シンカ」させていくことによって、村政課題の解決につなげてまいりたいという思いを抱いているところでございます。以上でございまして。

○議長（桂川俊明君） 11番、高崎覺志議員

○11番（高崎覺志君） 村長、どうもありがとうございます。

それでは、2項目目に行かせていただきます。

誰もが、「住みたい、住み続けたい」九戸村の実現の一端としての取り組みと思いますが、パークビレッジ構想についてお伺いいたします。

「全村を丸ごと自然公園に見立てて整備できれば」と言っておりますが、現時点での取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えさせていただきます。

パークビレッジ構想につきましては、先ほども若干触れさせていただきましたが、まさに全村を公園に見立てて、むらづくりの柱の一つにしたいというふうに考えていたところでございますが、残念ながら現有のマンパワーでは、全体構想の具体化までには取りかかれなかったというのが現在の状況でございます。

庁内でパークビレッジ構想の策定具現化に向けた話し合いは持ったところでございますが、ただ今生みの苦しみを味わっているという状況でございまして、九戸村に住んでいて、心地よいと感じられる空間を創造していくためにも、この地域をどうしていくかというランドデザイン的な指針にもなりうるものにしたいという思いは持っております。

平成元年に遡りますが、畜産と林業政策の担当係長に、私になりましたときに、当時畜産公害がかなりいわれていた時代背景もございまして、畜産などの産業が生み出す負の側面と地域社会、環境との共存、調和をなすために必要な何かを打ち出せないか、いろいろ考えていた折に、情報として入ってきた中で浮かんできたのが解決策の一つが、このパークビレッジ構想でございました。

先ほど来申し上げておりますが、村全体を公園に見立てた整備をすることによって、環境と調和した産業活動が可能になるのではないかという仮説に基づいた概念でございまして、今回、具体的に進めようと試みたところ、なかなか本格的なものに取りかかろうとした場合に、役場の人材インフラでありますとか、財務的なもの等を考慮いたしますと、ほかの課題に比べてプライオリティと申しますか、優先順位は高くないというところに置くしかないだろうということになります。従いまして、現時点では、スモールスタートということで、環境美化推進条例でありますとか、木の駅での取り組みでありますとかによって、将来的には実現させたい構想という位置付けとしているところでございます。

もう少し付け加えますと、これは概念的なものでございまして、産業と環境の調和、いわばアメリカの思想家でもあって、デザイナーでもあるバックミンスター・フラーという方が、宇宙船地球号という概念と申しますか、理念をお持ちでしたが、あの方は地球を一つの宇宙船に見立てて、人類と地球環境の調和を唱えたものでございまして、それともつながるような壮大なものとも言えるものでありまして、村長就任以来、いろいろと緊急性の高い課題があったものですから、プライオリティは低いのではと後回しにしてきたところでございます。

将来的には、先ほど来申し上げておりますけれども、「グランドデザインと申しますか、コーポレート・アイデンティティになぞらえたカントリー・アイデンティティ」とでもいったものにできればなという思いもございまして、公園だからこういうふうなむらづくりをしていくんだよというふうな、キーワードにもなればいいなというふうにも思っております。というようなところで、まだ残念ながら具体化に至っていないというのが、現在の状況でございます。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） 11 番、高崎覺志議員

○11 番（高崎覺志君） 村長、どうもありがとうございます。

要するに、九戸村を丸ごと公園にするというのは、大変途方もない取り組みだと私も思いますけれども、少しでもそういう環境を整備して村民が暮らしやすい村にさせていただくということをお願いいたします。

それでは、3 項目目の、長興寺国道上地区の歩道設置について、(1) として、国道 340 号長興寺上地区の歩道設置に係る測量が終わったと聞いておりますが、

今後の計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

(2) として、歩道設置に当たって、一戸口の交差点付近の事故を防ぐためにも右折レーンを設ける必要があると思いますが、実現に向けて、県に対して強力に要望すべきと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

ご質問の国道 340 号長興寺上地区の歩道設置工事でございますが、これは岩手県が実施している事業でございますので、二戸土木センターからお聞きした内容をもって答弁とさせていただきます。

本事業は令和 3 年度より、一般国道 340 号長興寺地区歩道整備事業として実施しております。令和 3 年度に地元への事業説明会を行い、同年度に測量調査設計を実施いたしまして、令和 4 年度には関係者への工事の具体的な説明会を終わっております。今後の工程でございますが、本年度から令和 7 年度にかけて用地買収と物件補償を、そして令和 7 年度から令和 8 年度にかけて工事を実施する予定であると伺っております。

完成に向けましては、二戸土木センターとの連携を図りながら、情報共有に努めてまいりたいと思っておりますし、村政調査会等を通じて皆さまにお知らせしたいと思います。

2 点目の質問でございますが、当該交差点。あの交差点は、国道 340 号、主要地方道一戸山形線、村道長興寺雪屋細屋線が交わる十字路の交差点でございますが、片側 1 車線で幅員も狭いため、特に大型車両はすれ違いや右折、左折がスムーズにできず、安全安心な通行が確保されていない状況と認識しております。

村といたしましては、交通量が多く、特に基幹産業でございますプロイラー関係の大型車両が多く通る場所でもございますので、岩手県に対しまして、安全安心な通行が確保されるよう、早期改良の要望をしてくれているところでございます。今年 7 月 5 日に開催されました岩手県への「市町村要望」におきましても、副議長も同席いただいたものでございますが、交差点改良の必要性を説明して強く要望したところでございます。これに対しまして岩手県からは、「早期の整備は難しい状況だが、交通量の推移や公共事業費の動向を見極めながら総合的に判断していきます」という取組方針が示されてございます。

当該交差点は、九戸村にとりましても大変重要な場所でございます。村といたしましては、今後も変わることなく、安全安心な通行の確保と利便性向上のため、交差点改良の早期の事業化に向けて、引き続き強く要望を行いたいと考えております。私自身も、振興局の土木関係の職員と会うごとに、あそこは何度も繰り返し要望をしております。本当に早期に改良されることを望んでいるところでござ

います。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長(桂川俊明君) 11番、高崎覺志議員

○11番(高崎覺志君) 村長、ありがとうございました。

この長興寺の340号線の国道に歩道を付けるということは、長興寺行政区の悲願でございます。というのは、あの道路で6名の方が過去、交通事故で亡くなっております。それで平成19年度に、「これではいけない」ということで各地区から承諾書をいただきまして、交通事故のない行政区にしようということで、歩道を設置しますということで、取り組んだ経過でございます。

それで、ご存じのとおり下地区はですね、道路拡充ということで整備が終わっておりますけれども、上地区が遅れて、今度何とか設置できるような段階に入っておりますけれども、やはり事故が起きてから騒ぐんじゃなく、事故が起きる前に除外して、そういう危ない所は除外して取り組まなければならないということで、この一戸口の交差点につきましても、あそこでも事故があつて、今でもその方は足が不自由でございますから、そういう方のないように、これからも取り組んでいかなければならないと思っておりますので、一戸口の交差点についても右折レーンを、まず事故が起きる前に取り組んで、レーンを設けていただければと思いますので、村長から先ほど強くお話しているということですが、再度、県のほうに要望をお願いしたいと思います。

それでは、私の質問は、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(11番 高崎覺志君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで11番、高崎覺志議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。10時55分再開といたします。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時55分)

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

古舘議員から外出する申し出がありましたので、続けて行います。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に5番、中村國夫議員の質問を許します。

5番、中村國夫議員

(5番 中村國夫君登壇)

○5番(中村國夫君) 本日、令和5年第4回九戸村議会定例会がここに開催されました。全国では今なお、新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見えない中で、本村ではワクチン接種が計画に沿って行われており、1日も早い終息を願つ

ております。

私は、あらかじめ通告しておりました一般質問3項目について、質問させていただきます。明確なる答弁をいただきますよう期待します。

初めに、本村の農業振興について伺います。九戸村の人口は、2013年3月末現在6,436人でしたが、10年後の2023年3月末には5,323人まで減少しています。農業にやる気と意欲を持ち、村の基幹産業である農業の実践者である認定農業者数も132人から76人に減少し、農業就業人口は2010年3月末では1,072人でしたが、2020年3月末には929人まで減少しています。

人口減少が続く中で、農業就業人口、認定農業者などの減少が急速に進んでいます。また、本村は農業従事者の高齢化に加えて、農業後継者育成も思うように進展していない状況にあると思われれます。しかしながら、こうした状況下で、最近では特産の甘茶が大きなニュースとしてマスコミに取り上げられました。また、特産品であるネギのブランド化の発表が話題になるなど、本村の農業を取り巻く環境に明るい話題も聞かれる今日このごろであります。今日、本村の農業の再生が求められています。そこで伺います。

本村は、基幹産業である農業が高齢化の進行などにより、厳しい状況におかれている中で、本村特産の甘茶がコロナの感染抑制に効果があることが新聞報道されました。また、本村の特産品であるネギのブランド化の発表を行うなど、持続可能な農業再生に向けて強い期待が感じられるところでもあります。そこで、今後の本村の農業振興についてどのように進めていかれるのか、村長の考えを伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

農業を取り巻く情勢は、おっしゃるとおり、人口減少や少子高齢化による担い手の減少、国際情勢の不安定化に伴う農業資材などの価格高騰など、一層の厳しさを増している状況でございます。また、担い手の減少は農業者個々の問題のみにとどまらず、遊休農地の増加を招き、景観の悪化や鳥獣被害の増加にもつながり、重大な問題であるととらえております

このため、村では、農業は村の基幹産業と位置付け「第3次九戸村総合発展計画」において、「産業・雇用プロジェクト」を実行し、「農業の担い手支援」「新規就農」等の支援を行ってきたところでございます。特にも、若手農業者の育成を行うため、営農指導に長けた農協職員OBや県北広域振興局との人事交流による農業改良普及員資格のある県職員を配置し、ナインズファームへの支援や各農家への営農指導を強化してまいりました。令和3年度には3組5人が新規就農し、現在も農業経営を行っております。しかしながら、ナインズファームへの新規研

修希望者が減少するなど、後継者不足は解消に至っていない状況にあり、あわせて農繁期に労力が確保できない人手不足も深刻な問題となっております。

今後の本村の農業振興についてのご質問でございますが、この後継者不足、人手不足をいかに対応していくかが今後の課題と考えております。後継者不足につきましては、収入面などさまざまな要因があることも理解しておりますので、これまで実施してきた「九戸村野菜価格安定補償制度」の継続や商品のブランド化、営農指導強化による技術の向上など、農業者の所得向上を支援してまいります。また、管内高等学校5校へ伺い、ナインズファームについて周知を図ったところであり、新規研修者確保に向けた取り組みを継続してまいります。

農村部におきましては人口減少が著しいことから、「人手不足」は農業に関わらず厳しい状況でございます。今年度は人手不足の解消のため、伊保内高校へのアルバイト募集を行い、5名の応募をいただき、リンドウ農家やシイタケ農家へお願いしたところでございます。これは、私が農家を巡回した折に、直接農業をやっている方から要望を受けまして、私が伊保内高校の校長に話を持ち掛けて校長の理解の下、実現したものでございまして、農家からは良かったという声、高校側も良い体験になったというふうに評価をいただいております。

また、株式会社九戸村総合公社においては、甘茶の出荷調整作業に農福連携により福祉施設からの労力提供をいただいております。今後も農業だけにとどまらず、異業種と連携した労力の確保も必要と考えており、現在、設立を計画している「特定地域づくり事業協同組合」においても農業者の参画を期待しているところでございます。

今後、農業委員会が中心となって、地域との話し合いにより作成する「地域計画」においても、さまざまな課題が出てくるものと考えておりまして、状況に即した対応を、関係機関と協議しながら実施してまいります。

この人手不足に関しまして、今朝の岩手日報の一面に、フィリップモリスジャパンの県北地区への農業支援という記事がございました。まだ、私、詳細は把握してございませんが、何の分野においてもそうですが、生かせるものは生かして取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

(1番 古館 巖議員、議場に入場する)

○議長(桂川俊明君) 5番、中村國夫議員

○5番(中村國夫君) ご答弁ありがとうございます。そこで1点だけ再質問させていただきます。本村特産の甘茶が、コロナの感染抑制に効果があることが新聞報道されました。それ以来、甘茶が店頭から消えている状況でございます。先般、私もオドデ館に行きましたけれども、「甘茶はございません」ということでございました。そういう状況でございますので、かなり人気も出てきているのかな

と思います。従って、生産農家の育成と販売体制の強化が必要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） 甘茶につきましては、私の県内外の知り合いからも問い合わせが来ておりますが、今の、現状をお話ししているところでございます。おっしゃるとおり、生産体制の強化と販売体制の強化、これは必要であると、もちろん認識しております。担当部署のほうには、その対策を検討して実施していくよう指示をしているところでございます。いずれ、生産体制、それから販売体制の強化、これは本当に必要だというふうに認識しております。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもありがとうございました。

次に、「四村サミット」について、伺います。

岩手県内には、32の市町村がありますが、そのうち村は、九戸村、野田村、田野畑村、普代村の4村です。2017年度には、4村が連携して東京の築地市場で仲卸業者に特産品をPRする共同商談会を開催した実績がありました。今回、イオンモール盛岡で、去る10月13日から15日まで開催された「美しい村4村・とことん岩手祭り」のオープニングセレモニーで、4村の村長と達増知事が出席された中で、4村による共同宣言が行われました。

晴山村長は、「小さいながらも歴史と伝統のある地域を築いてきた」とあいさつされ、「4村で何ができるかを常に考え、可能性を探ると宣言した」と報道されています。取り組み内容については、特産品の合同販売、共同での企業誘致、若者の定住対策の検討などが想定されるとしています。人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中で、4村の共同による地域振興策をしっかりと打ち出し、早期に実現に向けた取り組みが求められています。

晴山村長の今回の行動は、「1村だけではできないことを共同により実現し、地域振興、地域の活性化につなげていきたい」という考えは、大変良かったと感じています。

そこで、村長に伺います。先般、人口減少、少子高齢化が進展する中で、九戸村、野田村、田野畑村、普代村の「四村サミット」が開催されましたが、その狙いと成果について伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

令和5年10月13日、今おっしゃるとおり、盛岡のイオンで開かれた物産展におきまして、「四村フェア」というものが催されたわけでございますが、その会場におきまして、「四村サミット共同宣言」を發表させていただきました。4人の村

長がいるわけですが、他の3人の村長から「お前がやれ」ということで、私が発表させていただきましたが、今から147年前の明治9年、1876年でございますが、その当時は、642の村が岩手県にはあったわけですが、ただ今は33市町村の岩手県でございます。その内訳は、市が14、町が15、そして村が4ということでございまして、村が一番少ないということでございます。それで、少ないのであれば、それを逆手に取った策はないものかというふうに思案を巡らせておりました。そして、たどり着いたのが、「四村サミット」を打ち出そうという着想でございます。そのことを他の3人の村長に持ち掛けたところ、ちょうど沿岸部の三つの村で企画していることがあるということでございましたので、九戸村もぜひ加えてほしいということをお願いしまして、3プラス1ということで、4村一致協力してやっていきましょうという合意形成がなされたところでございまして、今回の実現に至ったところでございます。

その理念でございますけれども、「岩手県にある四つの村は、小さいながらも、歴史と伝統のある地域を営々と築いてきたと。21世紀の今、村民という温かみのある名前と呼ばれるのは、岩手県内では人口比率でいっても1.2%から1.3%という、まさに宝石のような希少なものですよと、そういう存在であります。私たちは、それぞれ村民であることに誇りを持って、これからも素晴らしい村を創っていきます」という趣旨でございます。

その狙いはというお尋ねでございますが、先ほどお話しいたしましたことに加えまして、今回の宣言を契機に、4村がより一層関係を深め、協力し合い、知恵を絞り、情報発信に努めることによって、それぞれの村の発展振興はもとより、九戸村におきましては「誰もが住みたい、住み続けたい村」実現への一つの助けとなることを期待しているものでございます。

また、成果についてでございますけれども、共同宣言後に行われた物産展におきまして、われわれ4人の村長でトップセールスを行いまして、来場者へそれぞれの村の魅力や観光、特産品について情報発信を行ったところでございます。今後におきましてもさまざまな機会を捉えまして、4村連携の下、いろいろな事業を展開していくことによって、それぞれの村民の皆さまの福祉向上、郷土愛の醸成が図られるよう、鋭意努力してまいりたいと考えております。

なお、事務方レベルでは、定期的に会合を開いております、例えばそれぞれ産直施設を持っておるわけですが、その商品の連携をすることによって、それぞれ品薄になる時期の商品の補てんといいますか、そういうふうなことにもつながられるのではないかと考えておりますし、郷土芸能団体、それから職員交流、観光資源、体験活動なども共有連携できないか協議検討を行っていると考えております。

また、首長同士もお互いに村職員出身ということで、年齢的にも近いのですが、

気心の知れた関係性もございまして、さまざまな分野で、より実りある成果を出すよう話を重ねて行きたいという姿勢でございまして、申し添えさせていただきます。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございました。

1点だけ再質問させていただきます。確認を含めてご答弁いただきましたけれども、確認を含めて再質問させていただきたいと思っております。

本村の今後においてですけれども、4村の連携強化をさらに推進していただき、特産品の販売増加や地域振興策などにつなげていただきたいと思いますと考えますが、村長の見解を、確認の意味でお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） 確認の意味でということでございますので、いずれ、小さいから駄目なんだということではなくてですね、小さいんですけど、もわれわれは歴史も持っているし、良いものもいっぱいあるよということ、われわれ自身が再認識するような方向にももっていきたいと思っておりますし、いずれ小さい自治体が連携して、村ということを出して、むしろ「村民になりませんか」というふうに首都圏等にも訴えてまいりたいという思いを持っております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、AIの導入について伺います。1950年代に生まれたAI、人口知能はその後、飛躍的な革新を遂げ、私たちの生活様式にも大きな変化を及ぼしています。2023年現在では、第3次AIブームと呼ばれています。AIを活用するメリットとして、自治体の業務やサービス提供の向上、村民の利便性や満足度の向上などが期待されます。その一方で、デメリットや懸念事項も指摘されています。特に個人情報保護や倫理的な側面など、慎重に考慮すべきことなどが挙げられています。私たちの生活の身近なところまで入ってきているAIについて、2点伺います。

第1点目。最近、AIの技術が急速に進化し、活用範囲もますます広がりを見せています。各自治体においてもAIの導入を検討、もしくは導入されているところもあります。本村のAIの導入に向けた現状と課題について、村長に伺います。

第2点目。本村は、チャットGPTと生成AIの導入について、どのように考えているのか、村長に伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長（晴山裕康君） お答えします。

九戸村におけるA Iの導入に向けた現状と課題についてでございますけれども、ご案内のとおり、市町村の行政事務は、近年、ますます複雑多岐になっておりまして、国や県との連絡調整や照会報告などもパソコンなどの情報通信機器を用いた速やかな対応が求められるなど、逆に職員の負担は増しております。特に、本村のように職員数が限られた自治体におきましては、1人の職員が複数の業務を同時に対応しなければなりませんし、住民の高齢化に伴う行政需要もますます求められて高まってきております。

こうした中で、コンピューターが自ら学習し、ノウハウを蓄積し、応用できるというA Iは、その技術革新により、日常的に使われる場面が増えており、行政事務の軽減やケアレスミスの防止などに期待されているところでございます。既に岩手県では、試行的に職員の利用が進められておりますし、市町村でも遠野市や一関市で利用が始まっているというふうに伺っております。

九戸村でも、A IというよりもD X、デジタルトランスフォーメーション全般の取り組みになりますが、連携協定を締結している盛岡のI T企業の協力により、音声データによる議事録の作成を試行しておりますし、電子申請データを自動的に帳票に起こす作業のシステム化などを検討しているところでございます。また、現在、導入を検討中のデマンド交通におきましても、事前予約された複数の乗り降り場所を効率的に走行できるコース選択など、A Iを活用する予定でございます。

今後、さまざまな分野でのA Iを含め、D Xの導入が進むものと見込まれておりますことから、導入費用とその効果など、コストパフォーマンスも検証しながら、役場の事務処理の効率化や住民サービスの向上に向け、導入・活用に向け検討してまいります。

二つ目のご質問でございますが、従来、A Iは、人間が設定したルールに従い、人間が入力した情報データを蓄積し、自動的にデータを応用処理する人工知能のことを表現しておりましたが、生成A Iは、人間が入力した情報データを基に、その規則性や構造を自ら学習し、同様の特性を持つ新しいデータを自ら作り出すA Iといわれているようでございます。これによりまして、契約書の作成など文章表現やデザインなど画像の作成、顧客からの問い合わせに答えるコミュニケーションツールなど、その活用範囲も広がっているようでございます。

ご質問のチャットG P Tは、生成A Iの一種で、アメリカのオープンA Iが開発し公開している対話型のA Iで、利用者の質問にあらゆる言語で人が話すような言葉で回答してくれると評判でございます。誰でも無料で利用することができるため、世界的に利用する方が拡大しているようでございます。

岩手県におきましては、業務用にチャットGPTを利用するため、県のアカウントを取得し、専用の貸し出しパソコンも用意し、職員が企画書のブラッシュアップを行う場合や、デザインの画像作成を行う場合など、試行的な、お試しの利用を始めたとのことでございます。

九戸村におけるチャットGPTの利用につきましては、現在でも、個人でアカウントを取得すれば誰でも利用可能でございますが、村として利用するかどうかは、他の市町村の取り組みなども参考にするとともに、その必要性、確実性など考慮しながら、利用を検討してまいります。いずれ、これを使うことによって、村民のサービスが向上するものでなければならないというふうに思っております。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長(桂川俊明君) 5番、中村國夫議員

○5番(中村國夫君) ただ今、丁寧なご答弁ありがとうございます。

AIの技術の進歩は、日々進展しています。本村において今日の人口減少社会を、自治体としてAIの活用をどう生かし、自治体の業務やサービス提供の向上、村民の利便性や満足度の向上、そして村の発展につなげていただくことを求めて、私の質問を終わります。

(5番 中村國夫君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、5番、中村國夫議員の質問を終わります。

次に、9番、保大木信子議員の質問を許します。

9番、保大木信子議員

(9番 保大木信子君登壇)

○9番(保大木信子君) 議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について、質問を行います。

では、初めに、教育環境整備について伺います。

今年度の総務教育常任委員会視察調査では、山根小学校と江刺家小学校に伺いましたが、生徒数の減少に伴い、2校とも複式学級が多く大変さを感じ、質問させていただきましたが、初めて複式学級を経験する教員が多く、「授業に当たり、2倍の教材研究をしなければいけない。教室の作り方も学年ごとの黒板が必要であり、施設面での苦労もある」とのことでした。授業時間の半分はタブレットによる自主学習になり、複式ではない授業を受けている生徒との格差が生じているのではないかと危惧しております。

令和7年度に小学校統合がなされますが、統合に向けて各学校の取り組みにばらつきがあるように伺っていますが、教育委員会では、各学校間の連携・調整をしながら進めてほしいとの声もいただきました。

1点目は、九戸村の小学校の現状をどのように捉えているのか。また、令和7

年度に小学校統合がなされることとなっているが、いま現在の進捗状況について。

2点目は、教育委員会では、小中統合に関しては小中一貫校または義務教育学校へ移行する方向性で進められていますが、教育長はどのように考えられていらっしゃるのか伺います。

3点目は、村長に質問させていただきます。

令和4年11月25日の総合教育会議の議事録を読ませていただきました。その中で村長は、教育長、教育委員会に、おおむね村民、保護者の了解が得られたものと判断した理由について確認を取られて、「統合を前に進めるということで、私もいいと思います。」とお答えになっています。総合教育会議とは、地方公共団体の長と教育委員会という執行機関同士の協議と調整の場となっています。この会議で決定されることを進めていくことで間違いのないのか、村長にお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 教育長

（教育長 高橋良一君登壇）

○教育長（高橋良一君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のご質問でございます。小学校の現状をどのように捉えているか。また、令和7年度の小学校統合の進捗状況に関するご質問です。伊保内小学校を除き、本村4小学校において、複式でのクラスが全部で9クラスございます。各小学校では複式クラスにおいて、先生方の指導により、工夫を凝らした丁寧な授業が行われております。しかしながら、国が目指す「協働的な学習」という面においては、授業以外の全校での体験学習などを除けば、授業内で協働的な学びの場面が限定されているのが実情であると感じております。

つまり、教員からの働きかけで一定の理解は進みますが、同学年内での交流体験や話し合いが限られた相手しかいないため、お互いの意見交換や切磋琢磨しようとする意欲、お互いの理解の拡散・発展などの協働的な学びが進めにくい状況であると言えます。2人以上で対話することで、人間は1人では壊すことができなかった枠組みから抜け出し、さらに学習を深めることができるメカニズムを「建設的相互作用」というのですが、この「建設的相互作用」が働くと、個々の児童が対話開始前に持っていた答えよりも、適用範囲が広く、より抽象度が高い答えになるといわれています。これをさまざまな相手と繰り返し広げることで、対話能力や幅広く深い理解が一層進むこととなります。このような現状の問題点を、統合後の小学校では解決することがより可能になると考えており、児童の学習への理解力を一層高められるクラス環境整備を進めていきます。

次に、小学校統合の進捗状況でございますが、8月に設置した統合準備委員会の中に担当分野ごとに六つの専門部会を置き、現在それぞれ検討を進めているところでございます。それぞれの進捗状況につきましては、教育行政報告で述べさ

せていただいたとおりですので、ここでは省略させていただきます。

現時点で具体的に何が決定したというようなものはまだございませんが、部会の中で着実に検討・協議は進められております。12月または遅くとも年明け早々に第2回の統合準備委員会を開催し、専門部会それぞれの検討結果と進捗状況の共有を図るとともに、懸案事項の協議と統合準備委員会としての意思決定をしていくこととしております。その結果につきましては、改めて議会の皆さまにも情報提供を行わせていただきます。

次に、2点目のご質問です。小中学校の再編について、教育長としてどう考えているかのご質問でございます。

令和4年9月に教育委員会で策定した「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」におきまして、「村の小中学校を令和7年度までに伊保内小学校に統合、開校した後、令和11年を目途に小中一貫校または義務教育学校に再編し、開校する」とあり、それに向けて保護者、村民を対象とした説明会等を開催しながら、共通理解を得ることを第一にした上で、村当局、村議会との協議を進め、指針の具体化とその実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

小中一貫校と義務教育学校につきましては、県内でも導入例が多くない状況ですが、県内外の例を参考にしながら、そのメリットやデメリットを勘案し、本村の子どもたちに与える教育環境として、ふさわしい形態がいずれなのかを考えた上で、できるだけ早期に具体的な「学校再編案」をまとめ、保護者をはじめ村民の皆さまに教育委員会としての考えを提示し、理解を求めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、「指針」については、ナインズミーティングで出されたご意見やアンケート調査の結果を踏まえた上で、教育委員会が策定したものでございますので、教育長として、そこに掲げた目標に向けて、保護者や村民の皆さまに説明を尽くし、理解を得ていきたいという考えでございます。以上です。

(教育長 高橋良一君降壇)

○議長(桂川俊明君) 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長(晴山裕康君) それでは、3点目の質問にお答えします。

先ほど、議員のほうからもお話がありましたけれども、ご承知のとおり、総合教育会議は、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によりまして、新たに盛り込まれたものでございます。教育大綱の策定に関する協議をはじめ、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」等々について、協議並びに構成員の事務の調整を行うものと規定されておるところでございます。この法改正で新たに総合教育会議が規定されたその趣旨でございますが、それまでは、

民意を代表する立場である首長と、教育行政を担う教育委員会との意思疎通が十分ではないため、全国的に地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題があったために、意思疎通の場を設置することによって、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るというものでございます。以上のことを踏まえまして、ご質問にお答えいたします。

令和4年11月25日に行われました令和4年第2回九戸村総合教育会議において、構成員である私と教育委員会の間で調整が図られた事項は、2点ございます。

1点目は、「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」でございまして、その内容についてここで縷々申し上げることは控えますが、指針に示した内容で今後、教育委員会が学校再編に向けて取り組みを進めていくことについて、私と教育委員会との間で合意が得られたということでございます。

2点目は、その会議の席上、双方で確認した事項でございますが、指針に基づいて事を進めていくに当たっては、「村民の声にしっかりと耳を傾けて進めていく」ということでございます。

この2点を前提として、教育長の答弁にありましたとおり、今後、教育委員会が再編案の作成と保護者をはじめ、村民の皆さまへの説明会等を行っていくということでございます。そういった意味におきまして、ご質問の主旨である、先の総合教育会議で決定したことを進めていくということに間違いはないということでございます。その上で、現在のところは、「指針」という教育委員会が示した方向性について、総合教育会議という協議・調整の場で、私と教育委員会の調整、意見の擦り合わせが図られたという段階であるわけでございますが、これはあくまでも「指針」でありまして、具体的なものではございません。

今後、教育委員会が保護者や住民の皆さまに説明会等を行い、ご意見を集約した上で、より具体化された学校再編案があらためて総合教育会議に諮られることになるかと考えております。そういったステップを踏んだ結果として、村民の合意が十分に得られたと判断できる場合には、学校の設置者、また教育行政や財政を含めた行政全体の責任者として、議会に対して条例案や予算など、責任を持って必要な提案を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） では、再質問を村長にさせていただきます。

教育委員会では、ナインズミーティング2を行い、説明を重ね、最後にアンケートを取ったわけですが、中学校の小規模化に対する危機感についても教育委員会と共有できたとのことを会議の中でおっしゃっていました。今後、小中統合に向けての話し合いがなされると思われませんが、村長は村民の納得を得ることとおっしゃっていますが、納得はどのような方法で確認したら良いのかを、どうお考えか伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） 納得の確認の方法でございますけれども、いろいろノウハウがあると思いますけれども、それこそアンケートいただくとか、会議を開いて直接お話を伺うとかということがあると思います。いずれ、それこそどういふうなかたちで確認するのが良いのかも含めまして、今後しっかりと検討していきます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 村長のお考えは分かりました。今まで何回も会場に運んでいただいた方に説明を重ね、アンケートも取りました。今後は教育委員会主導でまだ理解できていない部分だけ説明し、子どもたちのために持続可能で良質な教育環境の整備を、スピード感を持って進めていくことを願い、次の質問に入らせていただきます。

2項目目は、学童保育の目的・役割の充実について、伺います。

学童保育の目的・役割がしっかりと果せる制度の確立を望み、一人一人の子どもたちに、「安全で安心して生活できる場を保障することが目的とされています。生活の場では、家庭で営まれるような、静養・おやつ・宿題・大人との会話・遊びなどが当たり前に行えることが大前提と考えます。年間を通して、同じ子どもたちが特定指導員と共に、長い時間をかけてお互いに分かり合いながら共に生活をつくっていくところとされています。

九戸村では、職員の中に指導員は含まれているのでしょうか。登録人数は55人で、常時30人が利用しているとのことですが、前は3人体制で、今は4人体制と伺いましたが、保護者の方から聞いた話ですが、怪我が多く発生しているとのこと、今までどんな事案があり過去何件ぐらい発生しているのか。また、このことを役場では把握していたのかもお答えいただき、今後は職員の中に保育士、初等教育士の資格を有する方の採用も視野に入れ、職員の手当も考慮していくことが大切ではないかと考えます。

障がいのある児童や特色のある児童を受け入れる場合、体制を整えることも考えなければならないと思われま。また、働く保護者のための学童保育でありますので、生活をつくる場として位置付けさせているわけですので、自由行動を見守るだけでなく、最低限の宿題などの課題は済ませられるよう指導が必要であり、家庭に帰ってからは家庭学習をすればよいのですから、その点にも配慮が必要と考えます。また、少子化は就労と子育ての狭間で親の負担が多すぎるのが原因とも考えられます。全国の自治体が把握している長期休暇中に食事を提供している学童クラブは2,990カ所に上ります。毎日ではなくても、週2、3回でも、子ども食堂との位置付けでも構わないと思います。

では、質問をさせていただきます。1点目は、学童保育は、年間を通して同じ

子どもたちが特定の大人と共に、長い時間をかけて共に生活をつくっていくところとされています。九戸村では、学童保育の目的・役割がしっかり果たされているのか、伺います。

2点目は、昨今の少子化は、就労と子育ての狭間で親の負担が多すぎることも原因であると考えます。金銭的な支援はもとより、親が安心して子育てできる環境を整えることが大切です。親の負担軽減のために、長期休みのときに昼食を提供することを九戸村で考えていくことはいかがでしょうか。村長に伺います。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。まず、1点目でございますけれども、ご承知のとおり九戸村の学童保育は、村内に1カ所ございまして、伊保内小学校の校舎内に設置しております。五つの小学校児童の受け入れを行っておりまして、九戸村社会福協議会に委託して、現在55名の登録で、常時30人程度の児童が利用しております。職員体制につきましては、放課後児童支援員が3人、補助員5人で体制を組んでるところで、厚生労働省の指針では、児童40人以下に対し2人以上の支援員等を配置することとなっておりますことから、支援員については、常時2人以上を配置し、補助員と合わせ最大で4人体制で対応しているところがございます。これまで体制につきましては、3人体制で対応しておりましたが、今年度から4人体制を組み対応しておりまして、これは、これまでの体制を補うための対応と、障がいを持ったお子さんの程度がまだ確定していない軽度と思われる障害的特性のある児童を受け入れするためなどの対応職員の増員ということになっております。これによりまして、遊びの中で起こり得る擦り傷のような怪我はカウントしておりませんが、事故報告は、昨年度は2件、今年度は、ただ今のところ0件と減少したとの報告を受けています。

また、この障がい特性のある児童の受け入れに当たりましては、障がいのある児童に専門的知識のある、二戸市社会福祉協議会にある発達支援センター「風」からご協力をいただき、障がいの特性のある児童への支援アドバイスや障害児支援サービス利用への移行など、ご指導をいただきながら保護者と学童保育担当者と障害福祉担当と一緒に進めているところがございます。ただ、障がいの特性が強いような子は、放課後デイサービスなどの障害児用のサービスの活用を促す必要があると考えております。村内には、障害児用の事業所が無いことから、近い所では二戸市内でございますので、通うことも含めまして、保護者の負担も多いことから、今後の課題であるというふうに捉えております。

また、学童保育で過ごす時間の中には、児童の生活の一部として、宿題などの勉強も含まれていると考えております。支援員も当然のように宿題をするように声掛けをしているようでございます。保護者にとって学習面は、心配事の一つだ

と考えられるところがございますが、学習支援については、別の枠組みで支援していく必要があるのではないかと考えております。

まず、学童保育の役割につきましては、全国学童保育連絡協議会からの資料によりましても学童保育が家庭に代わる毎日の「生活の場」となるため、欠かせない三つの要件として、一つ目に継続して利用する子どもたちの生活があるということ。二つ目に、生活の場として専用の施設、まあ部屋でございますが、あるということ。三つ目に、親代わりとしての専任の支援員がいることが示されております。学童保育が、児童にとって安心して暮らすことのできる生活の場であること、そして、子どもを中心に発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう預ける側、預かる側という関係性だけではなく、その家庭環境に合ったその子の生活の場を保護者ととも一緒に考えて、取り組んで進めていければと考えております。

二つ目のご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、親が安心してやるためには、大変負担が多い世の中であるというふうな認識を私も共有しているものでございますが、児童・生徒の、いわゆる長期休みにおける昼食提供というご提案でございますけれども、児童・生徒さんにとって、学校で提供される学校給食は、栄養バランスにも十分配慮され、発育盛りの健康な体を養う重要な食事の機会でもあると認識しております。これが長期の休みになりますと学校給食が提供されないため、両親が共稼ぎで不在の家庭などでは、子どもが、いわゆるジャンクフードやインスタントラーメンなどで昼食を済ます例もあるなど、児童・生徒の健康も心配されるところでございます。これに対しまして、例えば、長期休暇中でも児童・生徒に学校給食を提供することができれば、このような課題も解消されるのではないかとということだと思っております。

学校給食は、学校給食衛生管理基準により、「学校において」、「責任者を定め」、「食事の30分前までに検食し、その結果を確認・記録する」などの厳しく基準が定められておまして、長期の休暇中に児童・生徒の昼食のためだけに登校させ、教職員は給食を管理するということは、残念ながら現実的ではないというふうに思います。つまり、学校側の負担も増えることになるわけでございますので、今でさえ、学校の負担は過剰だというふうにいわれております。

また、学校給食は、各校からの計画書に基づき、食材が余らないよう食材の必要量を計算し、1カ月単位で食材を発注しており、現在、村の給食センターの調理機材が100食未満に対応できないなどの制約もあり、長期休暇中の毎日の給食を必要とする児童・生徒数を事前に把握し、かつ、100食以上を確保し、必要とする児童・生徒にどう届けるのかなど、難しい対応に迫られるものと思われまます。さらに現在、長期休暇中は給食センターのパート調理員を雇用していないことや、給食センターの調理器具の分解洗浄やメンテナンス、調理室の補修と消毒作業を

長期休暇中に充てていることなどを考慮した場合、長期休暇中の学校給食の昼食提供は極めてハードルが高いというふうに思っております。ということで、学校給食というかたちでは難しいのではないかと考えてございます。

一方、近年、全国的に、いわゆる「こども食堂」が増えておりまして、全国こども食堂支援センター「むすびえ」の調査では、2022年現在、全国の「こども食堂」は、7,363カ所と急速に増えております。岩手県でも27市町村100カ所と過去5年間で5倍に増えているようでございます。「こども食堂」と言うと、生活困窮世帯の児童を支援するため、NPO団体などが開設している無料の食堂をイメージする方が多いと思いますが、全国の「こども食堂」のうち、子ども専用または生活困窮者限定は、わずか4、5%にとどまっております。多くが子どもを中心に高齢者も参加でき、子どもや高齢者の居場所づくりと世代間交流を目的とする食堂が増えております。九戸村の場合もそういうことになります。特に、過疎の地域では、地域住民が主体となって、地域のコミュニティとしての「こども食堂」を開設する例も多いようでございます。

学校の長期の休み期間において、両親が共働きで不在の家庭も多いと思いますので、村内でもできれば地域住民の方が主体となって、「こども食堂」等を開設しようとする取り組みがあればいいなと思っております。村といたしましてもそういうふうなことに側面的な支援をしていくということのほうが、現実的な解決策ではないかというふうに思っております。という答弁書を用意しておりましたが、今日の岩手日報の風土計をご覧になりましたか。盛岡のNPOのフードバンクいわてが、その給食のない長期休みを前に、その要支援世帯などに食品を届ける、いわゆる「フードドライブ」ですか、各家庭で余っている食材を集めて、そしてそれを食材がない乏しい家庭にお配りするというような取り組みもなさっているようでございます。いずれそういうふうな、そもそも貧困世帯があるということ自体が、私は問題だと思っております。岩手県の生んだ首相鈴木総理大臣も生前、「等しからずを憂える」というふうなことをおっしゃっておりますが、私もまさにそうだと思います。いずれ民間の活力にも期待しながら、村としてもできることは取り組んでまいり所存でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（桂川俊明君） 9番、保大木信子議員

○9番（保大木信子君） 長期間の昼食の提供は、子育て世代へのPRにもつながると思います。食事提供にはいろいろな取り組みがあり、保育園の給食室で作ってもらう。お弁当を提供している事業者に依頼する。子ども食堂としてカレーライスを提供するなど、まずはじめに、週1回からでも始めていただければいいのかなと思います。学童保育を利用している保護者からアンケートを取るなどして、食事提供のニーズを把握していくとともに、学期ごとの懇談会を福祉センター職

員だけではなく、役場の担当職員も入って開催し、意見交換をするべきだと考えます。また、学童保育の充実した場を実現するために、九戸村では条件整備の責任を明確にしていくことを望み、質問を終わらせていただきます。

(9番 保大木信子君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、9番、保大木信子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩(午前11時58分)

再開(午後1時00分)

○議長(桂川俊明君) 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、6番、坂本豊彦議員の質問を許します。

6番、坂本豊彦議員

(6番 坂本豊彦君登壇)

○6番(坂本豊彦君) 議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告しておりました2項目について、お伺いいたします。

第1点目として、主要施策推進に向けた各種事業の取り組み状況についてお伺いをいたしますが、午前中に高崎議員の質問と重複する点多々ございますが、村長のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、1点目として、ナインズプロジェクトに掲げた各種事業の計画策定状況並びに進捗状況について、お伺いをいたします。第3次九戸村総合発展計画は、2021年から2023年までの10年間の九戸村活性化プランを定めたものであります。その中でナインズプロジェクトとして、九つの基本計画をもって各種事業を推進するとしてあります。

一つ目として、交流・発信プロジェクトであります。発信プロジェクトとして「九戸村を全国、さらに世界中に知っていただき、訪れていただき、交流していただき、最後に住んでいただく」と唱えております。村長は、就任して間もなく役場組織の機構改革を実践し、新たにIJU戦略室を新設したところであります。このことは、定住人口の拡大に力を入れている表れであると理解しているところであります。集客・交流の促進、にぎわい創出促進、体験交流プログラムの企画・実施、外部人材の活用・交流、大学・専門学校との連携等々を実践することとしております。これら事業を実践するには、当然、具体的な実施計画なるものを策定し、推進していることと思うところであります。

二つ目の産業・雇用プロジェクトとしては、村内雇用・定住マッチング支援、立地企業支援、養鶏事業者連携支援等々を実践する旨、計画されております。三

つ目には、住宅・環境プロジェクト。四つ目は、子育て・教育プロジェクト。五つ目、保健・福祉プロジェクト。六つ目、安全・安心プロジェクト。七つ目としては、生活インフラプロジェクト。八つ目は、地域コミュニティプロジェクト。九つ目は、住民協議・行政改革プロジェクトとなっております。この掲げているプロジェクトの中で、今まで実践に向けた具体的な計画の策定状況と併せて、事業の進捗状況をお伺いいたします。

私は、以前の一般質問において、住宅・環境プロジェクトに係る項目として、公営住宅の整備に関し、具体的な年次計画等を示した計画策定の必要性を質問した経緯があります。その際、村長の答弁も計画策定の必要性がある旨の答弁であったと記憶しているところであります。踏まえて、具体的計画の策定状況をお示しいただきたくお伺いします。

また、農業振興に係る計画としては、農業振興地域整備計画があります。この計画は、令和6年度が計画の見直しに当たる年であると記憶しているところであります。毎回、計画の見直しに当たっては、前年度に農振への編入希望や除外希望などを申請する旨の周知があったように記憶しておりますが、私の記憶間違いではないかと思っておりますが、今回の見直しに当たっては、いまだに何ら周知がないようであります。見直し事務の対応等変更があるかもしれませんが、重要な計画でありますので、万全な事務執行が行われることをお願いするところであります。

二つ目として、村の事務執行に当たり、過日の臨時会で事務処理のミスが報告されました。チェック体制機能の充実、強化が必要だと思っております。

九戸村職員適正化計画に基づき、職員が配置されているものと思っておりますが、職員の不足によることが事務処理ミスの原因であれば、計画の再検討も必要ではないか、村長のお考えをお伺いいたします。

先般、臨時議会において事務処理ミスが報告されたことは、ご案内のとおりであります。また、これとは別に頻繁に事務処理ミスが発生しているように思われるところであります。老人医療費助成通知の延滞や、経営所得安定対策等交付金に係る事務処理ミス等、記憶に新しいところであります。今回は、また、起債借り入れ事務のミスが発生したところであります。何が原因でこのような事態が生じているのか種々問題があるとは思いますが、早急に事務処理チェック体制機能の充実、強化が必要ではないかと思うところであります。村長のお考えをお伺いいたします。

また、職員数については、職員適正化計画に基づき、適正な人員を確保していることと思っておりますが、近年は、定年を迎えた職員のほとんどが再任用職員として事務の執行に当たっているところであり、新採用職員も例年採用しているようであります。これらを踏まえて、なお職員の不足が事務処理のミスの原因であると

すれば、計画の再検討も必要ではないかと思うところであります。村長のお考えをお伺いいたします。また、現在の職員数と職員適正化計画の数はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3点目として、地域おこし協力隊は、現在13人を任用しておりますが、令和5年度末には、6人の隊員が任期を満了することとなります。令和6年度以降の地域おこし協力隊の任用計画、任用の見直しはどのようになっているのか、お伺いいたします。

地域おこし協力隊は、現在13名の方が隊員として九戸村活性化のため、ご尽力いただいていることと思います。ある隊員は、村内企業での研修を含めた技能習得や九戸村では珍しい養蜂業に携わるなど、多様な業種での活躍をされております。この隊員の6人の方が、本年度末で任期を迎えることとなっております。九戸村の活性化のため、志を高くして九戸村に着任したことと思います。このように志の高い方々でありますので、任期満了後においても定住し、村の発展に寄与されるものと思うところでございます。

今後において、6人の隊員が任期を迎えるわけですが、それらを踏まえて地域おこし協力隊の任用計画、任用見直しはどのようになっているのか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、令和4年3月に策定いたしました第3次九戸村総合発展計画に掲げる九つの基本計画でございますナインズプロジェクトにつきましては、現在のところ概ね順調に進捗しているものと認識しております。

具体的に申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の鎮静化の流れもございまして、今年度は特に村内でさまざまな交流イベントが開催され、交流や賑わいの機会が戻りつつあるものと認識しておりますし、「地球のしごと大學九戸キャンパス」の開設によりまして、今年度延べ38人の体験交流を展開しております。地域おこし協力隊などの外部人材の活用や、岩手大学や県の研究機関、県内専門学校との連携も進めておりまして、伊保内高校生にも協力をいただきながら、リニューアルいたしました道の駅おりつめのオドデ館を中心に、村内外からの集客や情報発信に努めてまいりました。

村の第3セクターである株式会社九戸村ふるさと振興公社と、同じく第3セクターである株式会社ナインズファームと統合して、株式会社九戸村総合公社に改称し、一体的な第3セクターの経営強化を図り、リニューアルしたオドデ館を中心に、収益事業の業績は順調でございます。ナインズファームの指導員も増員いたしまして、新岩手農協や県の農業改良普及センターのOB職員も村で任用し、

農業生産者の指導体制を強化しております。

既存の村営住宅と若者定住促進住宅につきましては、その修繕も適宜行い、伊保内高校生を中心とする単身用の共同住宅も新たに整備いたしました。移住・定住者向けの助成制度も強化したほか、森林公園や家庭ゴミのリサイクルステーションを村内3カ所に整備するなど、環境に配慮した村づくりも進めておるところでございます。

子育て支援といたしましては、出産費用の村単独助成や村単独子ども手当の創設、小学生のスクールバス通学の対象も拡大し、小中高校生向けの「寺子屋学習塾」の開設のほか、伊保内高校の存続に向け、さまざまなたこ入れ策を講じております。

保健福祉におきましては、地域診療機能の向上に向け、県医療局に医師の常駐と派遣を繰り返し要望し、高齢者・障がい者の通院助成や「ご近所すけっ隊」制度の創設、75歳以上を対象に村内循環バスの無料化のほか、現在、デマンド交通の導入にも取り組んでおります。

二戸消防署九戸分署庁舎の整備も令和4年2月に終わり、村内の道路・橋梁等のインフラにつきましても、逐次、修繕・補強を進めております。

また、地域で自由に活用できる「地域振興交付金」を3年間の期間限定で創設し、生涯学習も「学びところナインズカフェ」として内容を充実させた結果、4年度の参加者は、延べ1,438人と多くの皆さまに参加いただくことができました。

行政サービスの充実に向けては、銀行口座収納、コンビニでの収納、電子申請を進め、県との人事交流や職員研修の充実、村民との懇談会「村政懇談会ナインズミーティング」も定期的に開催して、開かれた村政というものを目指しております。

ただし、ナインズプロジェクトに掲げました「土地利用計画」や「不動産の流動化」「村の未利用地の活用計画」「パークビレッジ構想」につきましては、残念ながら未着手でございまして、「生涯学習・住民交流施設の整備」についても現在のところ白紙でございまして。

また、ナインズプロジェクトに掲げた成果目標の4年度における実績も、村内新規雇用数3人、新規転入者数102人、年間出生数14人などと、目標に届かないプロジェクトもございまして、より成果につながるような事業の見直しも行っていかねばならないと思っております。

なお、議員ご質問の公営住宅の年次整備計画につきましては、現在の入居者の方々のご意向を伺いながら、村営住宅の整備方針など十分議論を尽くしてまいりたいと考えております。

また、令和6年度の農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、既に8月号の「広報くのへ」にも掲載いたし、村のホームページでもお知らせしているほ

か、村内の主要企業 25 社にも通知をし、見直しに向けて準備を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2 点目のご質問でございますが、まず冒頭に申し上げますが、ヒューマンエラーと申しますか、人為的なミスというのは、常に起こりうるという前提で事に当たって行かなければならないというふうに認識しております。

ミスが目立つというご指摘でございますが、誠にそのとおりでございますが、現在、以前は行われていなかった、定時の、1 カ月に 1 回の行政側からの情報提供を村政調査会の中で行わせていただいておりますけれども、そういうわけで、ミスは、以前にもあったわけでございますけれども、それが情報化することによって、公開化されることによって、顕在化といいますか、見える化が図られているということで、議員の皆さまが認識される案件が多くなっていることもあるのではないかとこのように思っております。例として申し上げますけれども、先般の起債の超過借り入れの件でもございますけれども、これは平成 30 年にもあったことは先日お伝えしたところでございますが、その平成 30 年の 6 月当時は、議会としては認識していなかった。当時は、私も現職の議員であったわけでございますけれども、私は存じ上げなかったところでございます。

また、チェック体制を強化すると申しましても、いわゆる精神論では、ミスはなくすることは難しいというふうに思っております、システムのミス減らす仕組みを構築することが必要だと感じております。

最近、読んだ本に、フィンランドのお国事情といいますか、が書かれた本を読んだんですが、フィンランドではミスがあった場合は、犯人探しとか責めることというふうなことはしないで、いずれミスをした職員も含めて関係職員が集まって、「なぜミスが起きたのか」「どうすればミスを防げるか」を十分話し合っ、今後の処理方法等を決めて、それで対処しているということでございましたので、これも一つ参考になるなというふうに思っているところでございます。

最後に、これまでに認識された複数の事務処理ミスが、職員の不足によるミスであるのではないかとこのようにございますが、現在のところ、そういうふうなことを特定できる状況にはございませんが、今後、そういうことだというふうに認識されたような場合には、もちろん計画の再検討をすることは必要だというふうに思っております。

九戸村定員管理適正化計画は、令和 3 年度から令和 7 年度まで、5 年間の計画期間におきまして職員数の適正化目標を定めております。計画職員数は、5 年間同数で 77 人としております。これに対しまして、令和 5 年 4 月の職員数は 76 人でございましたが、年度途中の退職者があり、11 月末現在の職員数は 75 人となっている状況でございます。

三つ目の地域おこし協力隊についてでございますけれども、先ほど高崎副議長

への答弁でも触れましたが、私の公約に掲げた項目の中の一つでございますが、この地域おこし協力隊でございますが、まず、現在、任用している地域おこし協力隊員のうち、今年度末で3年間の任期満了となる6名の協力隊員につきましては、これまで協力隊卒業後の進路や村内定住の可能性について、何度となくそれぞれの隊員と協議の場を設け、相談してまいったところでございます。

それぞれの隊員においては、卒業後のイメージをある程度固め、そのための準備を始めている方もおりましたが、ある隊員から、「新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例」を九戸村においても適用し、任期为延長してほしいという要望が出されたところでございます。「任期特例」と申しますのは、令和元年度から3年度までに任用され、新型コロナウイルス感染症の影響によって、活動に大きな制約を受けた隊員が任期延長を希望し、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合に、自治体の判断で任期の延長ができるという総務省からの通知を根拠としているものでございます。総務省では、この制度上、令和2年度及び3年度をコロナ蔓延の時期と定義しているため、本村の地域おこし協力隊員は、3年度に任用した隊員に限り最大1年間延長できることとなります。

これらのことを受けまして、事務レベルでは延長はしない方向で考えておったようでございますが、私は国が認める制度である以上、延長を望む隊員がいるのであれば、延長するべきであろうというふうに考えまして、その要望なされた隊員以外の方々からも、話を聞いてほしいというふうに申しました。その聞き取りをした結果、現時点で6人中5人が、任期延長の意向を持っていることを確認しております。村といたしましても、今後、多くの協力隊員から定住者として残っていただくためにも、その助走期間として、コロナ禍の影響を大きく被る結果となってきたところの、今年度末の卒業予定の協力隊員に限って、1年間の延長をするという結論とさせていただいたところでございます。

このため、来年度の地域おこし協力隊は、協力隊の任用及び活動経費が特別交付税措置の対象ではございますけれども、そうは言っても村の負担がまったくないというわけではございませんし、また、用意できる住居の数にも限りがありますことから、来年度以降も残留する協力隊員の人数と新たに募集・任用する人数を合わせて、今年度同様の人数枠の16名で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長(桂川俊明君) 6番、坂本豊彦議員

○6番(坂本豊彦君) ありがとうございます。

地域協力隊の件ですが、受け皿として今回の特定地域づくり事業組合の設立に向けて、村では明日、補正予算について審議されますが、私たち産業民生常任委

員会で秋田県の東成瀬村に行って、東日本で一番目だそうですし、全国でも2番目だと。先進地なようで、研修に行ってみりました。その中で、やはり何年も吟味してやって、今やっと軌道に乗ったという話でしたけれども。そこでは協力隊も40人というかなりの人数ですので、そこには役員の構成、これからも選定されると思いますが、組合員の中から組合長理事を選任して、おやりになるというような計画のようですが、この村では年間いろんなイベントをやったりした方を組合長として雇われています。やはり、民間の経営能力を遺憾なく発揮してやられるのが、私の考えでは理想ではないかと思しますので、成功するにはそれらのアドバイスもやはり必要ではないかと、そう思います。道の駅にも行きましたが、その支配人のバイタリティには本当に負けました。成功するには、やはり人材が一番だとそう思っております。この人は人材を募集し、いかに生かしていくかが使命だと思っているということで、固い決意の下、私たちに1時間半も説明をしていただきました。なにとぞ、成功に向けて頑張ってくださいたいのと、業者が組合に参加するようですが、その他にも計画にあります、養豚なり、酪農なり、農業、農業法人それらの支援も、これから必要ではないかと思しますが、その点、お伺いをいたしたいと思します。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） ありがとうございます。東成瀬村、私、大変不勉強で存じ上げませんでした。その成功事例があるのであれば、そのようなものも参考にさせていただきたいと思します。今後、その中身を吟味いたしまして、いずれ、何しろ成功させるのが目的でございますから。そして、村の活性化につなげていきたいということでございますから、いずれ固定観念を持たないで、これから臨機応変に適応しながら、いい物にしていきたいというふうに思します。

それから、事業者数四つ。いま現在、四つで、あとは養豚とかその他のものというお話でございますが、もちろんそれも柔軟に対応して、いずれ裾野を広げることが大事だと思いますので、今回のご助言を生かしながら取り組んでまいりたいと思します。

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） ありがとうございます。次の質問に移ります。

地場産業の振興策についてということで、この甘茶について質問ですが、先ほど午前中にも中村議員のほうから甘茶について質問がございましたが、私は5年前ですか、決算委員会のときに、需要に供給が間に合わないということで、なぜ増えないのかということで、自分でまずやってみようということで5年目になりましたが、その生産者の立場から質問をさせていただきます。

地場産業の振興については、当村においても、ハマナスの栽培や甘茶の栽培に取り組んできたところであります。ハマナスにあっては、折爪サービスエリアに

も植栽していただき、九戸村のPRに一役買っていただいた経緯もございます。併せて、リキュールの開発にも注力したところでございます。

これと併せて、甘茶の栽培に関して、いろいろ研究機関のご協力をいただきながら進めてまいりましたが、しかしながら、農業所得として計算できる収入を得ることができない等の問題があり、残念ながら栽培面積の拡大に結び付いておりませんでした。しかし、先の新聞報道により、甘茶はコロナ感染抑制に効果がある旨、報道されたところであり、需要が一気に高まったところでもあります。需要が高まったから、一気に甘茶を増反するという事は、かなり厳しいものがございます。一つ目は、苗の増殖が非常に難しいこと。二つ目は、農業所得として計算できる収入を得ることが難しいこと。三つ目として、管理作業に非常に手間がかかります等、農家にとっては魅力が薄い作物と思われるところであります。栽培管理作業としては、他の作物と違い、農薬は一切使用できないということもございます。草取り作業を頻繁に行う必要がございます。また、収穫の際は、幹1本ずつを手作業で、葉をもぎ取る作業となります。甘茶の導入当初においては、葉の収穫作業の機械化等研究した経緯もございますが、残念ながら成果を上げることができておりません。このようなことから、甘茶の振興には課題が山積してるところであります。地場産業の振興として、ぜひ、甘茶の振興を図っていただきたいと思うところでございます。

前に述べたように、問題解決のため、除草シートの導入助成や葉の収穫作業の軽減策の研究等が必要と考えているところでありますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

それこそハマナスもいろいろやった経緯が、私も存じ上げております。昭和63年ごろからでしたか、いろいろ取り組んできたところでございますが、甘茶につきましては、県の生物工学研究センターがコロナウイルスに対しての感染抑制効果があると、岩手日報の一面に載ったわけでございますが、研究論文を発表して報道されて以来、店頭の商品が瞬く間に売り切れ、取り引きの注文が殺到するなど、需要が極めて高まっております。

一方で、おっしゃるとおり生産体制のほうが、残念ながら衰退しております。高齢化によるものもございまして、今年度の生産量は、異常気象もあってかわずか1.5トンと過去最低となっております。このため、令和5年度産の甘茶から販売価格の見直しを行いたいということでございます。村の総合公社の経営会議というものを毎月やるようにしました。いろいろ改善点はその都度出てまいりますけれども、先般、社員のほうからこの販売の価格の見直し、それから生産者から

の買取価格の引き上げの、いろいろな提案がございまして、経営会議のほうでお話をいたしまして、令和5年度産の甘茶から、特に安く売っていた業務用、いわゆる原料として売っていたものでございますけれども、販売価格を大幅に引き上げることを目指そうと。相手もあることですからでございますけれども、そういう方向で進んでいきたいということでございます。

それに伴いまして、生産者からの買取価格も現段階では、1.5倍程度には引き上げたいと。いろいろ農業の専門家がいますから、その方々からもちょっと伺いまして、どの程度まで上げたら生産を維持できるかということ聞きながら、1.5倍程度まで引き上げるなど、できるだけ生産者の利益になるような方向で進めてまいりたいと。いずれ、もうかればやるわけですから、そこはそういうふうに取り組んでいきたいということでございます。

ご指摘のとおり甘茶の栽培は、農薬を使わないということで、本当に草刈りが大変だということは、本当に何度も伺っております。それから、収穫も手作業ということで、本当に手間がかかる作物でございます。令和2年度には、県外業者に収穫葉取り機の開発をお願いしたところでしたが、残念ながら期待したような機械は開発できなかったということでございます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、甘茶は九戸村を代表する特産品でございます。商品の価値も見直されておりますことから、引き続き二戸農業改良普及センターとか甘茶生産部会とも連携しながら、甘茶栽培の省力化や生産者の確保・育成に向けて、さまざま試行錯誤しながらではございますが、取り組ませていただきたい思います。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） ありがとうございます。甘茶部会の会長さんとのあいだ、会って話をしたところ、なぜ伸びないかというのは、やはり苗の植え付けから早くて4年ぐらいかかります。その間の収入は、まったくない。今は苗に対して、1反部当たり2万円をいただいております。それは作業、それまでの作業のための、収穫の時期のための補助だと思っておりますが、それだけではなかなか皆さん着手できないような状況ですので、何とかならないでしょうかという部会長さんの話でもございますので、それらを酌んでいただいて、今後に生かしていただきたいと思っております。

甘茶は、先ほど村長さんが言った、新聞でこれ以上ないチャンスだとそう思い進めていただきたい。私がやってみて、高齢者でもできる。出荷量を選ばない、自分で選べます。あと、無農薬であり、あと、私はピーマンをやっておりますが、経費が掛からない。出荷手数料とか、箱代とか、さまざま掛かります。4割、5割は経費に掛かりますが、甘茶はそうではないです。だから、何とか普及していただきたいと思っておりますので、私も微力ながら苗木も伏せています。何万本でも。

ただそれが成功するかしないかは分かりませんが、頑張ってやりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

(6番 坂本豊彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) これで、6番、坂本豊彦議員の質問を終わります。

次に、2番、久保えみ子議員の質問を許します。

2番、久保えみ子議員

(2番 久保えみ子君登壇)

○2番(久保えみ子君) それでは、お許しをいただきましたので、3項目を通告しておりました質問事項について、質問させていただきます。

はじめに、物価高騰から住民を守る対策について、お伺いします。

一つ目は、非課税世帯に限定している国の給付金の枠を超えて、非課税世帯でなくても生活支援が必要だと思います。実質賃金が伸びず、直近でも18カ月連続で前年比マイナスが続いています。所得が好転しないために物価高騰によって、地域経済も村民の暮らしにも深刻な問題となっています。10月の全国の消費者物価指数では、生鮮野菜が前年同月に比べて18.3%増と大幅に値上がりしました。家事用品なども6.9%の値上がりです。しかし、政府の経済対策はガソリン代、ガス代、電気料金へ補助すると言いますが、石油元売りや電力会社が対象で、家計を直接温めるものではありません。国の給付対象の非課税世帯とともに、対象外となっている全世帯を対象に給付金を実施すべきと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

二つ目は、中小業者、農業者、福祉施設など、事業者にとっても物価高騰の影響は深刻になっています。村の産業全体を守るためにも、すべての事業者に、今年度においても村として物価高騰対策の支援給付金を実施すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長(桂川俊明君) 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長(晴山裕康君) お答えいたします。

11月の臨時会で補正予算を認めていただいております、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく低所得世帯への7万円の追加給付は、村で夏までに支給した3万円に追加し7万円を給付する事業となっております。対象者を低所得世帯支援ということで、住民税非課税世帯に対して12月1日を基準日として、すでに給付に対する事務手続きを進めているところで、必要な方には年内に給付となる見込みとなっております。

これまでも、国の給付金につきましては、対象者を非課税世帯とすることが多く、住民税の均等割のみ世帯などに、給付による不均衡が生じていると感じてお

りましたので、これまでに電気ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金として住民税均等割のみの世帯に対して、世帯当たり 5,000 円を村単独で追加給付。また、村物価高騰対策生活支援給付金として村民 1 人当たり 5,000 円を、非課税世帯には、世帯当たり 5,000 円を加算したかたちで傾斜的に給付を行ってきたところでございます。

今回の給付につきまして、全世帯を対象にとのご意見でございますが、今回の総合経済対策は、所得税納税者に対する税制改正なども含まれており、所得税納税者に対し給付と減税で、低所得世帯以外の世帯に、より多く支援される懸念がありますことから、今後の情報を獲得しながら検討していきたいと考えております。また、今回の総合経済対策で交付される重点支援地方交付金の追加交付金の活用につきましても、全世帯向けに今年度 8 月から実施しております物価高騰対策のクーポン事業などの実施状況を見ますと、37%以上の未利用クーポンがあることなど、これから年末年始にかけての出費に生かすためと思われる動きもありますことから、そういう要素も加味しながら、どうかたちで住民の暮らしに寄り添った政策を実施すれば、より良い助成になるのかなど、総合的に検討した上で、全世帯を対象とした施策も行いたいと考えており、明日にでも関連する補正予算を追加提案する方向で、議員の皆さまへの説明など、さまざま調整させていただき考えを持っているところでございます。

二つ目の質問でございますけれども、中小業者・農業者への物価高騰対策についてでございますが、令和 4 年度におきまして、中小企業や個人事業主を対象とした九戸村事業者燃油価格等高騰対策助成事業を、農業者を対象とした九戸村農業燃油価格等高騰対策支援事業の二つを実施したところでございます。今年に入りましても、依然として燃油価格等の高騰は続いておりまして、各事業者の経営にも大きな影響を及ぼしていることは、議員のご質問のとおりと認識しているところでございます。

この状況を踏まえまして村では、国の重点支援地方交付金を活用し、本年度も燃油価格高騰の影響を受けている中小企業や農業者、飼料価格高騰の影響を受けている乳用牛・肉用牛の飼養者、そして物価高騰の影響を受けている村民の皆さまを対象に支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、この点に関しても、先ほど申し上げましたとおり、明日にでも追加提案する方向で、議員の皆さまへの説明など調整させていただき考えを持っております。

いずれにいたしましても、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者につきましても、きめ細かい効果的な支援をスピード感を持って適時適切に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 実施していただけるという確信になりました。ありがとうございました。それでは、次に入らせていただきます。

2項目目に、高すぎる国保税の引き下げについて、お伺いします。

現在の少子化時代にあって、国保の構造は、子どもにも均等割があって、少子化対策に逆行していると思います。高すぎる国保税の要因の一つにもなっています。

国保は、所得割、資産割、平等割、均等割とあり、その合計が国保税になります。その中の均等割は、世帯の一人一人に掛かってくるもので、子どもは収入がないにもかかわらず課税されています。子どもが多いほど負担が大きくなる仕組みです。協会健保、会社員の方たちが加入している保険料、健保ですけれども。その保険料は、その人の収入によって決まります。子どもが2人いる4人世帯で国保税と比べてみれば、国保は協会けんぽの約2倍になっています。村民の方からも国保税が高いと言われています。

子どもの均等割は全額免除し、子育てを応援することが必要だと考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

国民健康保険制度というのは、国民皆保険制度の基盤として国民健康保険法の規定に基づいて運営しており、本来、国がなすべき政策であると考えておりますが、現在は都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村とともに運営しております。また、国民健康保険におきましては、すべての被保険者に必要な給付などを行う必要があることから、法令に基づきまして、被保険者に応分のご負担をいただいているところでございます。

そうした中、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、地方税法等の改正により、令和4年4月から就学前の子どもの均等割が5割軽減されております。そのことに加えまして、今定例会に国民健康保険に加入している方が出産する際には、その方の所得割及び均等割を減額しようとする「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を提案しております。子育て世代の負担軽減、次世代育成支援につながるものと考えております。

また、ご案内のとおり本村の国民健康保険特別会計は、その赤字を補てんするために、令和4年度決算で、1,271万円ほどの法定外繰入を行うなど、大変厳しい状況にございます。併せまして、将来を展望したときに、被保険者数は減少傾向で推移していくことが予想される一方、医療費は高齢化の伸展と医療の高度化に伴い、増加していくであろうといわれております。

仮に、子どもの均等割を廃止して、歳入の減少分を法定外繰入で賄った場合は、国からの交付金算定上のマイナス要因、繰り返して言っておりますが、となるため、国の交付金減額措置が取られます。歳入の確保が一層厳しくなるものと思います。

以上のような理由から、村民全員の、さらには国保被保険者全体の利益を守らなければならない立場にある者として総合的に考えた場合、多くの村民が不利益を被る恐れのある政策を執行することは避けなければならない、現段階において、子どもの均等割廃止という考えは持っておりません。

その上で、子育て世代への支援は、まさに最重要課題であると認識して取り組んできたのは、ご存じのとおりであります。保育料の無料化、給食費の無償化、出産祝い金の拡充、出産費助成、村単独の子ども手当の創設など、国保被保険者であるか否かにかかわらず、広くすべての村民を対象に、子育て世代への支援を実施してきたところでございます。

今後も、国に対しては、その役割を果たすよう働きかけを行うとともに、制度を生かしたかたちで村の取り組みを行っていく。そうした総合的な観点から、村を挙げて子育てを応援していく、あるいは村民こぞって子どもを見守っていく。そうした子育て支援体制を構築して、地域の宝である子どもと、子どもを育てている家庭を応援していく村にしていきたいと思います。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) ありがとうございます。

子育て支援策は、私も高く評価していますし、県内でもトップクラスにあります。ですけれども、先ほど国保の均等割のところ、ペナルティがあるというようなことだと思いますが、このペナルティについて、陸前高田市と宮古市は免除しているようです。と、聞いていますので、実施している自治体があるということをまずお知らせして、この質問は終わらせていただきます。

次に、デマンド交通について、お伺いします。

村は、デマンド交通の導入によって九戸村地域公共交通計画を策定するとし、住民アンケートを実施しました。村民の声をしっかり聞いて、村民が安心して利用しやすいようにしなければならないと思います。高齢者など交通弱者にとって福祉政策として切実に求められているものですし、自家用車を利用できない人たちや、身体の不自由な人たちに対して安心して利用しやすくしてこそ、公共交通として、村民の足の確保の役割を果たせるものと考えます。

村民から、「使いやすくしてほしい」という声が寄せられています。そのためにもデマンド交通を村の福祉政策として、無料バスで利用できる対象者を拡大して

行ってほしいですし、利用しにくいと言われぬように、予約などの手続きも簡単にして利用しやすい運営にしなければならないと考えます。村長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

デマンド交通、ご案内のとおり、村では、来年度からのデマンド交通の導入に向けて、住民の方々への説明会やアンケート調査を進めているところでございます。今回のデマンド交通の導入は、現在、村内で運行している循環バスの利便性をさらに高めるために、事前予約制ではございますが、従来のバス停や運行時間に縛られることなく、利用者の方のニーズにできるだけ応えられるような公共交通を目指すものでございます。また、大型バスを小型のハイエース車両に変えることで、比較的狭い道路も走行できまして、利用者の自宅近くで乗り降りできることや、小型車のため乗り降りも比較的容易になるという点では、高齢者の方にもやさしい公共交通になるのではないかと期待しております。

一方で、バスの運転手の不足が全国的に顕著となる中、県内でもバス路線が相次いで廃止になる動きがあるなど、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増しており、バス会社が今回のデマンド交通を提案してきた背景には、運行時間を午前9時から午後4時までには制限でき、スクールバスの運行と、1人の運転手で兼用できることや、予約のない時間帯を運転手の休憩時間の確保にもつなげたいという、バス会社側の事情もあったものと伺っております。

議員のご質問は、車いすなどの身体の不自由な方の利用も可能にしてほしいという趣旨と理解してお答えいたしますが、車いす利用とするためには車両の改造が必要となり、複数人数が利用する乗り合い乗車が難しくなるほか、介護タクシーとしての許認可が必要でございます。介護の資格取得者の乗車が必要となって、バス会社が運行する公共交通の範疇を越えますので、これはできないということでございます。

いずれ、おっしゃるとおり、住民の方が使いやすいものに、システムにすることが大事だということは認識しておりまして、担当部署のほうには、とにかく、住民目線でシステムを構築してほしいというふうな指示はしております。

初めて取り組むものでございますので、どのようなかたちで使いにくさも出てくるかもしれません。そこは、逐一、改善しながら、いずれどのような方も使いやすいものに構築していくという姿勢でございます。

あと、バス代の無料の拡大につきましては、いろいろと考えなければならないことがございますので、検討事項にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） やっていきながら、変えていっていただくことでよろしいと思います。ただ、停留所、バス停のことなんですけれども、私も住民説明会に参加しましたけれども、なんか、ゴミステーションを基準にしたらどうかというような提案があったんですけれども。例えば、荒谷地区のことを言わせていただければ、ゴミステーションが1班、2班、3班とある所に、一つしかないんです。そうすれば、かなり1班から3班までの人が遠くて、車で運んでくるんですよ、だいたいの方が。だから、ゴミステーションを基準にするというのは、私はちょっと不便じゃないかなと思いますので、もっと身近にステーションがあればいいのかなと思います。

それともう一つは、本当であれば玄関先まで迎えに来ていただくのが私はベストだなと思っておりますので、その辺はまずいろいろ検討していただきたいなということで、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

(2番 久保えみ子君降壇)

○議長（桂川俊明君） これで、2番、久保えみ子議員の質問を終わります。

これで、日程第1、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、明日12月8日午前10時から議案審議を行います。

◎散会の宣告

○議長（桂川俊明君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午後1時59分）